

海外経済要録

米州諸国

米国のインフレ論争

目下米国では時を同じくしてインフレ論議が上院歳入委員会、両院合同経済報告委員会、インフレ防止民間委員会において花々しく展開され注目を浴びている。

H. F. Byrd(民)を委員長とする上院歳入委員会 (Senate Finance Committee) は 6 月 18 日まず Humphrey 財務長官の証言を求めて、その標榜する金融財政事情の根本的再検討に乗り出した。冒頭 Humphrey 長官は 50 ページにわたる報告書を朗読し、比較的安定した物価水準の下で未曾有の経済の繁栄を達成した成果を述べた後、①経済上昇の推進力はなお衰えをみせず、インフレこそ現在の繁栄の最大の脅威である。②供給力を上回る需要があることがインフレの原因である。③インフレ防止のため引締政策が必要であり、公衆もまたこの政策を支持している。と述べた。

これに対し S. Kerr 上院議員(民)は、①高金利こそインフレの原因である。②現在消費者物価は急速に上昇しているにもかかわらず、自動車、住宅建設、中小企業、学校、道路などの公共事業部門など経済には多くの Soft Spot がある。③したがつて現在においては古典的理論に立脚する金融引締政策は誤りである、と反対した。Humphrey 長官はこれに対し、① 10 年前 100 ドルの商品は現在 127.5 ドルに騰貴している。この 27 ドル 50 セントの物価騰貴のうち金利上昇によるコスト増加は 20 セントにすぎないから、高金利がインフレの原因であるというの誤りである。②高金利、金融引締めが一部の経済部門に打撃を与える、また国庫の金利負担を増加していることは認めるが、金利の高騰は生計費の高騰より望ましい。(It is better to have the cost of interest rising than to have the cost of living going out of sight)。③高金利は資金需要が供給量を越えているため生ずる結果的現象であり、インフレ抑制の道は商品の供給力を増すこと、供給を越える需要を抑制することの二つしかなく、金融引締めは必要であると反駁している。

Byrd 委員会における政治的論争をよそに、W. Mills 下院議員を委員長とする両院合同経済報告委員会財政政策小委員会 (Subcommittee on Fiscal Policy of the Joint Committee on Economic Report) は経済、労働、官各界の代表者 33 名の証言を求める広範囲な調査の後、次のとき結論を発表した。

(イ) 本年下期および少なくとも明年初期まで経済はなお拡大を続け、生産、所得は上昇する。

(ロ) 当面インフレが最も深刻な問題である。
(ハ) インフレ抑制のため財政支出の削減が必要であり、減税には反対である。
(シ) 現在の金融窮迫は基本的には貯蓄の不足に基くもので、財政・金融政策により貯蓄増強を図らねばならない。

(ス) 政府が連銀の引締政策を支持しているのは正しい。金融引締めによる苦痛は必ずしも公平に負担されているとは言いえないが、インフレーションによる負担の不公平はよりはなはだしい (The burden of monetary restraint may not be evenly distributed through economy, but the burden of inflation is far more inequitably distributed.)。

この Mills 報告書には前記 Byrd 委員会の委員でもある Douglas 上院議員をはじめ多数の民主党議員も署名しており、Byrd 委員会における民主党の政府攻撃を著しく困難ならしめていると報ぜられている。いずれにせよ、Byrd 委員会が来年の中間選挙を目当てに民主、共和両党の政争の場となつてゐる時機であるだけに、民主党員である Mills 議員の公正な態度は高く評価されている。

他方 Missouri 州の一小都市 Mexico (人口 13 千人) に誕生したインフレ防止の民間委員会 (National Citizens Committee to Curb Inflation) は急速に発展し 6 月下旬、ワシントンにおいて両派議員を含む各界代表を招き討論会を行つたが、財政支出の増大がインフレの原因であるという意見が強かつた。席上同委員会委員長 E. Nourse 博士 (トルーマン政権時代の経済諮問委員会委員長) はインフレの責任を政府に転換するのは誤りであり、戦後米国経済にはインフレを招く built-in gadget が出来つつあると指摘し、労使双方の自粛を要請した。Nourse 博士の指摘するインフレ要因とは、労働協約に織り込まれている物価をスライドして賃金を引上げる escalator clause と、設備資金を外部資金によらず、社内留保 (利益金および償却) によつてまかなうに足るだけ製品価格を引上げる企業の経営方針である。

大統領も 6 月 26 日の記者会見において、インフレ再現の徵候を警告し、政府がいかなる政策を行うとも、政府のみではドル価値の健全性を確保することはできず、事業拡大に不必要的価格の引上げと生産性増大を越える賃上げ要求の自粛を労資双方に要請した。

カナダの総選挙

6 月 10 日に行われたカナダ総選挙の結果、22 年間政権

を保持し、なお優勢を予想されていた自由党が敗れ、ディーフェンペーカーのひきいる進歩保守党が下院 265 議席中 110 議席を獲得、第一党となつた。

自由党(獲得議席 104)敗北の原因としては、①自由党政府が各州の地域的色彩の強い要求の調整に失敗したこと、②米系資本によるカナダ産業支配に、カナダ国民が懸念をもちはじめ、米国への依存をやめ、英国との緊密化を唱えるディーフェンペーカーの主張に賛同したこと、③余剰農産物の累積により、新規の農民保護政策を求める声が強くなつたこと、などが挙げられる。

新たに内閣を組織した進歩保守党は保護関税政策を唱え、伝統的に親英色が強いが、新首相ディーフェンペーカーは、①カナダは今後英連邦諸国との貿易を増加する。②米国資本の流入は歓迎するが、これによるカナダ産業の支配は好ましくない。③カナダにあるアメリカ企業の幹部としてカナダ人を採用し、カナダの原材料を使うこと、などを主張している。

新政府は米系資本に対して警戒的な態度をとり、対外的には保護関税政策の検討が行われるものと思われる。しかしながら、在野期間が長期にわたつた進歩保守党が、急に独自の新政策を打ち出すことは困難であるとみる向きが一般的である。また同党は過半数に達しなかつたので、今後の政局は不安定を免れない。

コロンビアの経済危機対策

現在コロンビア経済は非常に悪化している。国際収支が著しく悪化してきたことと物価が本年に入り急騰しインフレ傾向が顕現化したことが原因である。これに対処し、新政府(本年 5 月成立のガブリエル・パリス陸軍少将を首班とする臨時政府)および中央銀行である共和国銀行は外国為替と金融との両面について新措置を発表、6 月 18 日より実施したが、その要旨は次の通りである。

政府の外国為替制度の改正……従来の外国為替取引の固定レート 1 ドル対 2.5 コロンビアペソを廃止し自由為替市場を創設する。コロンビアの輸出業者は輸出により取得した外貨をすべて共和国銀行に売却し、共和国銀行より同外貨から新設の輸出税 15 % を差引いた金額の外国為替証明書を受取る。この証明書はすべての輸入代金の支払および大部分の貿易外支払に充当しうる。しかし発給された証明書が一定の期間を経過すると、将来設定される特定レートで共和国銀行に売却しなければならない。また輸入に際しては物資到着前に輸入代金の 20 % 相当額を預託することを要するほか、外国への送金について 10 % の外国為替税が課せられる。前記輸出税および外国為替税は共和国銀行内に設定される特別な基金に積立てられ、対外貿易債務の支払、対外政府債務の支払に充当される。

共和国銀行の金融引締め……商業銀行に対する要求払預

金の支払準備率を 14 % から 18 % に引上げる。また従来の商業銀行に対する再割引枠は、各商業銀行の資本金および法定不要準備金の合計 4 百万ペソまではその 150 %、4 百万ペソを越える額については超過分の 120 % であるほか、臨時目的の場合には資本金および法定準備金の総額に対し 25 % の追加貸出が認められ、更に緊急目的の場合には同様に 25 % を追加しうることになつてゐたのを、今回の措置により臨時目的および緊急目的の追加枠は廃止となつた。

なお政府は国際収支の危機是正のため、IMF より出資額の半分に相当する 25 百万ドルの引出の承認を得、国内的には増税措置の実施により過剰通貨の吸收を図つたが、経済危機がなお一層深刻化する場合には対外債務支払の停止など強力な直接措置が採られるものとみられている。

欧洲諸国

英國の為替管理改正措置

英國は 6 月 4 日ドル地域向け旅行者に対し、他地域向け旅行者並みの 1 人 100 ポンド(子供 70 ポンド)まで、ドル支出を認めることとし、また 7 月 2 日には食糧、鉱産物、化学製品などの一部品目(主としてドル地域よりの輸入品目)の輸入制限を撤廃するなど、貿易為替の一部自由化を図つたが、7 月 5 日には英國人が外国証券を他のスターリング地域諸国の者から買入れることを禁止する措置をとり、自由化と逆行する動きを示した。これはカナダ、米国の証券が香港、クエイトなどを通じてロンドン市場に流れ、それだけ英國のドル支出を増加せしめていたが、その額が大きくなつたのでこれを防止するためにとられた措置である。

ロンドン市場のドル証券相場はカナダ、米国の相場に比し(現在の為替相場で換算)約 6 1/4 % 上回つていたのが、この措置直後 10 1/2 % 上回る高値を示すに至つた。特にカナダ証券のロンドン流入が大きかつただけに、この措置はカナダの株式市況への影響が少なくないものとみられる。またこの措置に関連して、香港筋ではポンドの為替レート切下げが 1 か月以内に行われるだろうというルーマーが流れていると伝えられるが、この措置がそれほど大きな意味を持つということは疑わしい。

英連邦首相会議

6 月 26 日よりロンドンにおいて英連邦首相会議が開催され、英國、インド、パキスタン、オーストラリア、カナダ、ガーナの 6 か国および中央アフリカ連邦(南ローデシア自治領、北ローデシアおよびニアサランド保護領の連邦)の首相と南ア、ニュージーランド(外相)、セイロン(法相)の 3 か国の首席代理が出席した。同会議はちょうど 1 年ぶりに開催されたもので、スエズ問題以降の国際情勢の変化に対応して英連邦の結束強化を図りうるかどうかが注目された。従来の首席会議に比してみられた特徴として、①ガ

ーナの独立に伴つて黒人首相が初めて出席したこと、②人種的偏見の強い南アをはじめ3か国が首相の病気などを理由に代理を送つたこと、③カナダが政権交代直後の新首相を送り、またインドのネール首相がカシミールをめぐるパキスタンとの紛争および保有外貨の急減などの難間に直面し、両国の発言権が弱まつていること、④これに伴つて英國首相として初出席のマクミランも比較時リードが容易であつたと想像されること、などが指摘された。

会議後のコミュニケでは、①軍縮協定、中東の緊張緩和、国連の強化などに努力する点で意見の一一致をみたこと、②明年英國で英連邦諸国の学者による原子力平和利用の討議を行うこと、③カナダ首相から9月のIMF総会後にカナダで英連邦蔵相会議を開く提案がなされたこと、④工業製品の自由貿易地域創設案（欧州共同市場を含むもの）について討議が行われたが、今後一部政府代表者によつてさらに検討が加えられること、などが明らかにされた。

会議前最も注目されていた英連邦諸国の開発計画の調整問題については、コミュニケは全く触れていない。反面、外資導入の重要性が強調されているのが注目される。ガーナの独立に次いで8月末にはマレーの独立が予定されており、これら地域では大規模な開発計画が立てられている。すでにインドの開発計画の進展がスタートしている地域の金ドル準備にとつて大きな負担となつておらず、しかも英國の海外投資力の増大には多くを期待しえない状況にあるため、英國としては開発計画を調整する必要を認め、英連邦全体にわたる開発機関、開発銀行の設置案を提唱していた。各國はそれが開発を促進するものではなく、抑制するものであるとみて同調する意向を示さなかつた模様である。

貿易問題では対日貿易の拡大、対中共禁輸の緩和などを支持する意見が強かつたとされているが、カナダよりなされた英連邦内貿易拡大の主張、あるいは自由貿易地域案に農産物を含めることに対する反対などにみられるごとく、ブロック経済支持論も少なくなかつたとされているので、IMF総会以後に開催されるものとみられる英連邦蔵相会議は注目を要するところであろう。

総じて会議は具体的成果に乏しかつたが、スエズ問題以降の各国間のわだかまりを解きほぐすだけの意義はあつたものとみられている。

西ドイツ——ブンデス・バンク法連邦議会通過

連邦議会は7月4日、通貨信用委員会によつて修正を受けた新中央銀行法案（ブンデス・バンク法案）を満場一致で可決した。法案は連邦参議院の審議を経て9月1日に発効するものと思われる。

新法案によれば、ブンデス・バンクはベルリン中央銀行を含む旧州中央銀行（州中央銀行の名称は存置）を大支店とする単一機構の中央銀行に改組される。同行は全額政府

出資（資本金290百万マルク）の公法人で理事会が金融政策を決定し、役員会が業務を執行する。大支店の業務統括機関として州中央銀行役員会がある。政府および特別会計との取引、全国的規模で営業している金融機関との取引、および公開市場取引は役員会の専管事項で、州政府との取引および州内の金融機関との取引は州中央銀行役員会の専管事項である。

理事会は総裁、副総裁、最高8人の役員会メンバーおよび州中央銀行総裁によつて構成される。州中央銀行総裁は州政府の提案に基き連邦参議院が、総裁、副総裁を含むその他の理事会メンバーは連邦政府が、いずれも理事会の意見を徵して推薦し、大統領が任命する。任期は原則として8年で任期中解任されない。

政府代表は理事会に出席しうるが議決権はなく、必要な場合2週間以内の議決延期を要求しうるにとどまる。同行は通貨政策上の権限行使に当つて政府の指令を受けず、連邦の最高機関たる地位を有し、予算決算についても自主権を有するなど完全な独立性を保持している。

世上すでに新総裁の下馬評がとんでいるが、旧ライヒス・バンク理事ブレッシングが最有力とされている。ドイツ銀行頭取アーヴィング・レンダー・バンク理事会長ベルナードおよび総裁フォッケもは退任する予定である。副総裁には社会民主党の推薦するトーレーが任命されるものと見られている。

西ドイツ——株式の所有者調査

連邦統計局は昨年末株式会社2,577社について行つた株主調査の結果を公表した。その大要は以下の通りである。

(1) 戦前（1936年）に比し株式資本は大幅に増加しているが、株式資本に対する安定株主の持株比率（額面）は戦前の56%から60%に増加、浮動株式は40%に低下した。

(2) 安定株主中、持株会社および外国人の持株比率は、各戦前の8%、7%から12%および10%に上昇し、政府および公共団体の持株比率（14%）はほぼ横ばい、持株会社以外の株式会社の持株比率は17%から12%に低下している。

(3) 外国人は安定株主として204社の株式（株式資本42億マルク、うち外人保有23億マルク）を保有しているが、金額的には米国人（7億マルク）が最高で、オランダ人（5億マルク）、イギリス人（3億マルク）、フランス人がこれに次いでいる。外人安定株主の関係業種は多岐にわたるが、傾向としては国際資本が石油採掘業、製油業、米国資本が自動車および電気産業、オランダ資本が酪農業、フランス資本が石炭業などに投資されている。

(4) 持株会社の資本参加は主として鉄鋼業、石炭業（特にルール地方）間、および石炭業、化学工業、石油産業、エネルギー産業間などに頗著である。電機産業、銀行業、石油採掘業などにおいても主に同業種間の資本参加が見られる。

(5) 政府および公共団体は 342 社の株式(株式資本 57 億マルク、うち政府および公共団体保有額 33 億マルク)を保有しているが、うち 64 % は交通業に、24 % は石炭業、鉄鋼業に集中している。

(6) 浮動株式を直ちに大衆株と速断することは困難であるが(財閥個人の所有もこの中に若干含まれており、また統計上分類困難な株式会社の株式が浮動株として扱われているため)、その大半は大衆株である。浮動株式は化学工業、銀行業、織維産業、機械工業、エネルギーおよび鉄鋼業などに集中している。

連邦統計局は以上の分析を通じ「戦後安定株主が増加し、浮動株主が減少した結果、株式会社の営業政策上、内部留保の強化による株式の実質価値の上昇が配当増加を希望する小株主の利益より重視された」と結論している。このことは西ドイツの自己金融による資本蓄積、株式市場の不振などを理解する上に、制度的諸要因および企業の収益力などとならんで考慮すべき重要要素と思われる(詳細は Wirtschaft u. Statistik Mai. 1957 S. 273~277 およびフランク・フルター紙 6 月 13 日参照)。

フランス銀行の金融措置

1. 保有金の為替安定基金への貸付と対政府貸付枠の拡大

フランス新政府は、最近の対外決済資金の涸渉と国庫の資金繰り窮迫にかんがみ、6 月 26 日、フランス銀行との間に次のとき協定を締結、同日議会の承認を得た。

- (1) フランス銀行保有金の 3 分の 1(1,000 億 Franc = 2.8 億ドル) を為替安定基金に 3 年の期限付で貸付ける。
- (2) フランス銀行の政府に対する貸付枠を 3,000 億 Franc 拡大し(5 月末協定した 800 億 Franc を含む)、9,510 億 Franc とする。なお本年 8 月 15 日から 11 月 15 日までの期間を限り 500 億 Franc の貸付枠を特に追加する。これは予想される夏季の資金繰り窮迫に対処するためである。

上記措置のうち前者は、すでに 6 月中旬 IMF のスタンダバイ・クレジットを全額使い尽し(262.5 百万ドル)、以後わざかに為替安定基金の秘密保有外貨に頼ってきた対外決済資金が、7 月 1 日の米国輸出入銀行借入金の返済および外債償還(75 百万ドル)によりいよいよ涸渉したことを見示すものである。7 月 15 日の EPU 決済には早くもこの金が充当されるものといわれる。

2. 市中よりの国庫証券無制限買入れ廃止

政府は上記協定の承認を議会に求めると同時に、1936 年 7 月 24 日の法律によりフランス銀行に課せられていた 3 か月以内の国庫証券無制限再割の義務を廃止する法案を提出、承認を得た。今後、フランス銀行は自らの判断で再割引を行うことができることとなつたが、本措置は対政府信用の拡大に伴う金融市场の緩和を、対民間信用の面で調整

するためのものと説明されている。

3. 再割引限度の引下げと賦払信用規制の強化

以上の措置に関連して、国家信用理事会は 6 月 27 日次の信用抑制策を決定公表した。

- (1) フランス銀行の再割引限度(現在 6,100 億 Franc)を 7、8 月の両月 10 % 引下げる。なお輸出引当手形は枠外とするほか、さらに輸出金融優遇措置(未公表)を講ずる。
- (2) 賦払信用に関し、頭金を従来の 30 % から 35 % に引き上げ、信用期間を従来の 15か月から 12か月に(自動車については 18か月から 15か月に) 3 か月短縮する。

東欧諸国の為替レートの調整

ソ連および東欧諸国では、去る 4 月以来相次いで為替レートの調整(非商業取引に限る)を行つてゐるが、6 月 30 日にはルーマニア国立銀行が外国人旅行者の為替レートを従来の 1 ドル対 6 レイから 1 ドル対 12 レイに引下げると発表した。さらにチェコスロバキア国立銀行も 7 月 1 日に、ドル、ポンドなどに対する為替レートを従来の 1 ドル対 7.2 クロネーから 14.36 クロネーに引下げた。これら一連の為替レートの引下げは、非商業取引に限られており、したがつて貿易の拡大には直接の影響はないが、間接的には東西間の交流を促進するものとして、西欧諸国もこれを歓迎している。

ポーランドの対米借款の成立

去る 2 月以来行われてきたポーランドの対米借款交渉はようやく妥結し、6 月 7 日ワシントンにおいて、米国、ポーランド両国との間に借款協定が調印された。これによれば、米国はポーランドに対し 48.9 百万ドルの借款を供与し、さらに米国議会の承認を得次第、46.1 百万ドルの借款が追加される予定である。この 48.9 百万ドルのうち 30 百万ドルは、米国輸出入銀行による借款で、残余 18.9 百万ドルは余剰農産物(綿花、小麦、大豆、油脂など)の買付にあてられる。輸出入銀行の借款条件は、金利年 4 分 5 厘、5 年間据置で償還期限 20 年である。

戦後ポーランドで産業が国有化された結果生じた米国資産に対する損失の補償や、在米ポーランド資産の返還についての交渉も近く行われるものと予想されている。

今回の借款協定の成立は、東欧諸国においては戦後はじめてのものであり、他の東欧諸国に影響するところ大きいものとみられている。

アジアおよび豪州

中東石油価格の引上げ

中東地域の石油原油価格は 5 月下旬、英系および米系各社を通じ一斉にその引上げが実施された。今回の価格の引上げは 1953 年以来 4 か年ぶりの価格改訂で、その引上げの幅は 1 バーレル当たり平均 18 セント、約 7 %、これを本年 1 月

に実施された米国石油の価格引上げ（1バーレル当たり平均25セント、10%）と比較すれば、若干これを下回つている。

石油の国際価格は、いわゆる“Import Parity System”に基き、米国東海岸渡価格を基準として決定されている。昨年下半期、中東動乱の発生以降における西欧よりの需要増大を反映して、本年1月、米国石油の価格引上げをみ、これに追随して同月、中南米石油の価格もその引上げをみたが、中東石油については、当時の諸般の情勢より、従前通りその価格は据置のままであつた。しかしにその後スエズ運河は再開され、また海上運賃も下落をきたすなど、中東の事態も漸次平常に復してきたのに伴い、今回の価格改訂に至つたものである。

ちなみに、改訂後の新石油価格は次表のごとく、1バーレル当たり1.80～2.21ドルであるが、これに対して米国石油は2.80～4.88ドル、またヴェネズエラ石油は2.20～3.75ドルである。

中東石油新旧価格比較

(原油1バーレル当たり、FOB価格、単位ドル)		
	新価格	旧価格
イラン	1.80～2.04	1.67～1.91
イラク	2.00	1.87
クエイト	1.85	1.72
カタール	2.21	2.08

(注) ただし英國系BP社分のみ。

パキスタン——1955～56年度の国民所得

パキスタンにおける1955～56年度（1955年4月から1956年3月まで）の国民所得は、最近その発表が行われたが、これによれば、同年度における総国民所得は前年度に比し1.7%の減少が示されている。その主因は、洪水ならびに干ばつによる被害のための農業所得の減少（約5%）にあり、他部門においてはおおむね前年度よりもわずかながら増加をみている（次表参照）。

国民所得比較（単位、百万ルピー）

区分	1950～51年度	1954～55年度	1955～56年度
農林水産業	10,824(59.1)	11,630(58.5)	11,225(57.5)
鉱業	26(0.1)	39(0.2)	43(0.2)
製造工業	1,279(7.0)	1,923(9.7)	2,189(11.2)
運輸通信その他	2,047(11.2)	2,218(11.2)	2,270(11.6)
他の公益事業			
卸売および小売業	1,669(9.1)	1,871(9.4)	1,851(9.5)
政府	858(4.7)	1,049(5.3)	1,130(5.8)
その他	1,621(8.8)	1,127(5.7)	808(4.2)
合計	18,324(100.0)	19,857(100.0)	19,516(100.0)
1人当たり所得 (単位ルピー)	242	245	237

5年前の1950～51年度との比較では、総国民所得では6.5%の増加（年率の平均増加は1.2%となる）を見ている（製造工業における所得増加が最も著しく約倍増している）

が、この間における人口の増加率は8.4%（年平均では1.6%）にのぼつたため、1人当たり所得では242ルピー（50.8ドル）より237ルピー（49.8ドル）へとむしろ減少をみている。

なお、1956～57年度においても水害などのため農業の生産は引き続き不振で、農業部門における所得増加にはさしたる期待がもたれず、したがつて同國の国民所得は全く停滞状態にあるものとみられる。

ビルマ新開発4か年計画作成方針

ビルマは外貨の窮屈から開発8か年計画（いわゆるピタウダ計画）の修正を余儀なくされ、現在新4か年計画の作成を急いでいるが、8日ウ・ヌー首相は政府、政党および報道関係者の会合の席上、新計画作成の基本方針を明らかにした。

首相は、政府が功をあせるの余り、治安が十分に回復されるに至らないうちに施策の重点を開発に移行し、しかも開発計画が細部に至るまで完全に確定する前にその実施に乗り出したことを反省し、かかる失敗にかんがみ、新計画の作成に当り特に考慮すべき諸点を治安、経済、社会福祉の各面にわたつて述べたが、経済関係の主要事項はおおむね次の通りである。

第1に、同國政府は当面治安の確保にその努力を集中し、経済面および社会福祉面の活動は必要やむをえないものに限定することとし、したがつて経済開発についても、現在実施中の事業についてのみその計画内容の整備を図りつつこれが完遂に努めるにとどめ、新事業の追加は原則として認めない。第2に、生産性を向上せしめるため、基幹産業を除き、鉱工業を政府の手から民間に移し、利潤動機に基く民間人の創意を活用する。同時に民需局の消費財買付機能の圧縮、半官半民貿易会社に対する政府出資の貸付えの切替、協同組合に対する援助の打切りなどを考慮する。第3に、外国人企業に対する圧迫をやめ、これら企業の営利活動を国家目的に合致させるための方策を研究するほか、政府が外国企業と協力して合弁事業を設立する場合には、原則として政府は単に出資を行うにとどまり、企業の運営は外国人に委ねる方式を採ることとして、外国企業の利益を尊重するとともにその積極的な協力を求める。

日本の賠償については電力開発、鉄道道路の建設、政府所要の資材の調達および生活必需品の調達の順にこれを利用し、さらに余裕があれば民間中小企業の育成に充当する。同時に日緬経済協力については政府はこれに関与せず、もつぱら両国民間企業の連携による合弁企業の創設という方法を採ることを予定する。

以上の方針に関して、開発支出の圧縮は諸般の事情からすでに予想されていたところであるが、従来の政府中心の開発推進方策を大幅に修正して、民間企業の活動に大きな分野を予定するに至つたことは、同國政府が社会主義的な

経済建設を標榜してきた経緯があるだけに注目をひくものがある。

タイ——1956年の貿易動向

1956年の貿易実績によれば、当初米穀需要の減少とゴム価格の下落から輸出の前途が懸念されたにもかかわらず、米穀についてはインドネシアの凶作による緊急買付ならびに香港およびマレー向け積出の増加が豊作に恵まれた日本の買付減を相殺し、また錫は輸出数量が増加したうえ価格も堅調を示した関係上、同年の輸出は 6,937 百万バーツと前年をわずかに 3% 下回つたにすぎなかつた。反面、輸入は国内需要の増加を反映して 7,571 百万バーツの水準を維持した（前年比 2% 増）結果、貿易戻りは 634 百万バーツの入超となつた（前年入超 246 百万バーツ）。もつとも現地新聞の報道によれば、輸入中に近隣諸国向け再輸出のための輸入 3 億バーツ余、米国援助による輸入 4 億バーツ余が含まれていると伝えられ、年末の中央銀行外貨保有高は 311 百万ドルと、年間かえつて 13 百万ドル方増加した。

この間貿易品目には特に大きな変化はみられず、引続き輸出では米（総額に占める比率 42%）、ゴム（同 22%）、錫（同 7%）、輸入では機械（同 20%）、繊維を中心とする機械以外の工業製品（同 39%）が主要品目をなしている。しかし相手国にはかなりの変動があり、輸出では米国（同 25%）がゴム価格の値下りから首位をマレー（同 29%）に譲り、日本（同 15%）は引続き 3 位にあるも金額面では半減したほか、インドネシアが倍増して香港に次ぎ 5 位に進出した。輸入では従来首位を争つていた日米両国がいざれも 1.2 割方減少した反面、4 月の対日清算勘定停止直前、債務の累積を危惧した政府が対日輸入を極度に抑制したため、この間日本製品が香港を経由して輸入された関係もあつて香港が 6 割方著増し、僅差をもつて日本に次ぎ米国を制して 3 位になつた（3 国とも同 16% 前後）。

なお本年に入り、同国政府はさきに米穀輸出納付金の一部改訂を行つたが、さらに 5 月下旬発表された輸入許可品目の審査規定によれば、砂糖、マッチ、植物油など自給可能な商品については輸入を認めないこと、洋紙、未晒綿布、麻袋など国内工業が存するもなお同国需要を充足しえないものは、指定量の国産品買付を条件として輸入を許可することとなつておらず、国内産業保護の見地からすでに個別的措置により実施してきたものを統合集成了にすぎない。同国ではこれら特定の商品を除けば輸入は自由とされているが、当面の外貨事情および米国援助受入状況からして、政府も特に現制度を改変する必要を認めていない模様である。

インドネシア——日イ清算勘定の廃棄

日・イ清算勘定については去る 3 月イ側から廃棄通告を受けたが、その善後策についてはイ国の中政治経済情勢

の混乱から両国の協議が進展せず、遂に清算勘定は 6 月末で打ち切られ、7 月 1 日以降両国間の決済はポンド現金決済によることとなつた。

イ国がさきに清算勘定の廃棄通告を行つてきた理由としては、①最近 2 年間の同勘定戻りがイ側の出超となつており、さなきだに外貨不足に悩む同国にとって清算勘定による買進みの意味がなくなつてゐたこと、②日本側の輸出権制度の採用によつて、日本からの直輸入よりも香港経由輸入による方が仲経手数料を加えても割安となつてゐたことなどであると伝えられている。一方日本側としても、①すでに清算勘定戻りの累積債権が 177 百万ドルにも達し、最近の日本側借越分約 19 百万ドルを差引いても 160 百万ドル近くの債権が残る上に、イ側には同債権を賠償の一部として棒引にせんとする意図が明らかとなつて來たこと、②清算勘定の廃止は IMF の提唱する貿易自由化の世界的傾向に沿うことなどから、同國の外貨事情の悪化など存置を有利とする点を考慮しながらも、廃棄の方向に踏み切つたものとみられている。

清算勘定廃棄による影響としては、現在日本側輸出の大宗をなす綿糸布が相当量米綿委託加工により輸出されているため、差当つて大きな影響はないとみられているが、将来においては日本側輸出価格が輸出権プレミアム分だけコストダウンするとしても、イ国の中外貨事情の窮迫から一方的輸出を期待することは困難であろうといわれている。しかしイ側が従来香港へはあまり輸出していないにもかかわらず、香港経由で日本品を輸入していたのはそれが安かつたことが主因であるといわれ、必ずしも現金決済へ移行したことで先行きの輸出を悲観視することはないと思ふ向きもある。

インドネシア——新為替規則の採用

政府は、外貨事情の悪化を理由として 4 月以降輸入を停止していたが、輸入の再開に備えて 6 月 20 日以降に適用する新為替規則を発表した。これによると、同日以降輸出業者が中央銀行へ外貨を売却して得た輸出証書（外貨買取権利書）は自由に輸入業者などに転売することが認められ、輸入業者が中央銀行から外貨を買取る場合は同額の輸出証書を添え、かつ新分類による輸入賦課金を納付することとなつた。

従来同国では輸入賦課金の率あるいはその適用品目の分類を変更することによって、実質的には複数為替レートを採用してきたが、それでも一部必需品の輸入などについては中央銀行から公定レートで外貨を買取ることが認められていた。しかし今後は前記のごとく輸出証書を公開市場においてその建値に従つて買入れねばならないので、ルピア貨による外貨の買取に公定レートが適用されることは実質的になくなつたわけである。

今回の措置はインフレによりルピア貨の対外価値が下落しているため、輸出は不利、輸入は有利の関係があつたものを、外貨を実質価値において取引せしめることによつて改善し、更にこれによつて輸出の伸張、密輸の減少をはかるとともに、輸入を原則として輸出の範囲内でもかなうことによつて対外収支の均衡を確保せんとしてとられたものである。新規則による輸出証書の取引は現在輸入が停止されている関係で、その買方が海外への旅行者、送金者が大部分を占めているため余り活発ではなく、6月末の相場は額面の200~230%、出来高も1日平均10百万ルピア程度であつた。しかし近く輸入も再開されるので相場も活発化し、出来高も40百万ルピア程度には達するであろうと伝えられている。

中共の昨年度決算と本年度予算

中共では6月26日から第1期全国人民代表大会第4回会議が開催され、29日、李先念副総理兼財政部長から昨年度決算と本年度予算が報告された。その概要是下表の通りで、本年度予算は昨年度決算に比べており、歳入が1.9%増加したのに対し、歳出は4.9%減少し、その財政規模は29,293百万元（約4兆3,939億円に当る）となつてゐる。

区分	1956年決算		1957年予算		
	金額	構成比	金額	構成比	前年比増減(%)
歳入	百万元	%	百万元	%	%
租税収入	14,088	49.0	14,570	49.7	3.4
国営企業収入	13,426	46.7	13,669	46.6	1.8
その他	1,228	4.3	1,054	3.7	(-)14.2
小計	28,743	100.0	29,293	100.0	1.9
前年度繰越	1,011		0		
計	29,754		29,293		
歳出					
経済建設費	15,915	52.0	13,683	46.7	(-)14.1
社会文教費	4,596	15.0	4,835	16.5	5.3
国防費	6,116	20.0	5,523	18.8	(-) 9.7
行政費	2,659	8.7	2,445	8.3	(-) 8.0
その他	1,288	4.3	2,807	9.7	117.9
計	30,574	100.0	29,293	100.0	4.2
差引歳入出(+)超	(-) 820		0		

昨年度決算につき注目すべき点は、前年度繰越金10.1億元を流用した上になお8.2億元の赤字を出したことである。このようなことは中共建国以来初めてのことである。これは諸支出の膨脹に起因するもので、その理由としては次の諸点が挙げられている。①昨年中大きな自然災害を被つたこと、②建設を急歩調で進めたため、多くの事業が当初計画を上回り、支出が増大したこと。③資金が計画以上に増大したこと。④予算管理の一部の面で引締めがゆるく、一部不急の支出を追加したこと。

次に、本年度予算の特色としては、歳出が前年を下回る(4.9%)ことで、これは中共においては初めてのことであ

り、従来は膨脹過程の一途をたどつていた。しかし今後このような縮小傾向をたどるかどうかは予断を許さない。主な歳出のうち、昨年を上回るものは社会文教費だけであり、その他はいずれも昨年を下回つてゐる。中でも経済建設費は昨年を14.1%下回るが、その内容をみると工業8%、農林・水利10.6%、交通・郵電20.4%、商業・食糧・貿易72.67%とそれぞれ昨年比減少する。

中共の本年度経済計画の概要

前記全国人民代表大会において、薄一波副総理兼国家経済委員会主任から本年度経済計画案が報告されたが、その概要是次のとくである。

1. 生産計画

(1) 鉱工業総生産額は603.4億元（邦貨換算約9兆510億円）で、昨年に比べ4.5%増加する（昨年の増加率は31.8%）。このうち生産財生産額は311.3億元で昨年比8%ふえるが、消費財生産額は292.1億元で昨年比0.95%減少する。生産財生産の増加率が低下するのは、機械工業とくに農業機械工業に対する本年度基本建設投資が削減された結果であり、消費財生産が減少するのは原綿不足により紡織工業が減産となるためである。

主要品目につき本年度の生産目標を示せば、次の通りである。（カッコ内昨年比）

電力1,886千万キロワット時(13.7%増)、石炭11,727万トン(10.7%増)、原油150万トン(29%増)、銑鉄5554千トン(16.3%増)、鋼材4478千トン(17%増)、苛性ソーダ178千トン(13.8%増)、硫安499千トン(11.8%増)、セメント6807千トン(6.5%増)、綿糸4635千担(11.7%減)、綿布50億メートル(14.7%減)。

(2) 農業および農村副業の総生産額は611.5億元（邦貨換算約9兆1,725億円）で、昨年に比べ4.9%増大する（昨年の増加率4.9%）。主要農産物の生産目標は食糧（大豆を含まず）3820億斤（1億91百万トン）で昨年比4.7%増、綿花3千万ピクルで、昨年比3.8%増となつてゐる。

2. 建設計画

(1) 基本建設投資額は111億元で、昨年(139.9億元)に比べ20.6%減少するが、当初の5か年計画で予定された57年度投資額に比べれば14億元超過しており、また過去4年間の投資額と合算すれば、5か年の投資額は477億18百万元と当初予定された投資計画額を49億78百万元超過することとなる。

(2) 鉱工業関係で本年内に施工される基準投資額以上の建設項目は591単位で、そのうち219単位が完成される見込みである（昨年の施工項目は625単位、完成項目89単位）。

(3) 農業の基本建設投資額は9億7千万元で昨年に比べ1億9千万元減少する。本年内に施工される基準投資額以

上の水利関係建設項目は26単位(うちダム10単位)である。

(4) 本年度の鉄道敷設設計画は1860キロで、うち新設は535キロである。公路は1125キロ増加する。1953年から昨年までに敷設した鉄道は7532キロ、うち新設は4387キロで、第1次5か年計画の予定額を303キロ上回る。

3. 貿易計画

本年度の輸出入貿易総額は昨年実績(未発表)より8.4%減少する予定。これは主として食糧、食用油、豚肉など農産物の輸出を抑制して内需に充てられるためである。

次に本年初来5月までの計画遂行状態をみると、鉱工業生産は年度計画の41.4%に達しており、昨年同期に比べ約11%の増加、一方農業生産は小麦、菜種とも昨年より增收を示し、水稻、雑穀についても作付面積の増大をみたが、綿花の作付面積は若干減少したといわれている。基本建設投資額は5月末現在、年度計画の25.1%に達し昨年同期並みの進展を示している。

日・豪通商協定の調印

日本と豪州との通商協定は7月6日調印され、批准による正式発効を待たずに直ちに暫定的に適用せられることとなつた。本協定の骨子は、共同コミュニケーションにもあるごとく「関税上最恵国待遇を、また輸入および為替管理上無差別待遇を相互に与え合う」ことである。また昨年11月成立した豪州の緊急関税法(特定国からの輸入が豪州国内生産者あるいは英連邦諸国の生産者に対し著しい損害を与えるときは、当該輸入品に対して緊急関税を課する法律)の適用に際しては事前の協議を要することとした点、日本の輸入制度上直ちに完全な無差別待遇を与え得ない品目については部分的に留保しえた点、日本が豪毛輸入を3年間無税とすることの代償として、豪州政府が3年以内にガット第35条の援用撤回について日本と協議することを約した点、の3点において豪州側はかなりの譲歩をなした。

昨年11月以降半歳余にわたつて難行を続けた本協定が日本側に有利に解決した原因としては、①最近数年日豪間の貿易収支は日本側の大額入超で特にそれが年々拡大する傾向にあるため、豪州も日本の要求を容れざるをえなかつたこと(昨年の通関統計によれば日本の対豪輸出30百万ドルに対し輸入は248百万ドル)、②豪毛輸出先として日本は英國に次ぎ、大麦、小麦、鉱産物の輸出についても日本の比重が著しく高まつていること、③豪州は昨年英國との間でオッタワ協定の改訂に成功し、英連邦以外の諸国とも経済的連繋を強める方向に進み出していること、などを挙げることができよう。

本協定により從来一般税率を課せられていた日本商品は最恵国待遇を受けることとなり、また織維、雑貨などに対する量的輸入制限も撤廃され、豪州の国際収支が好転しつつある折から、今後日本の対豪輸出増加が予想せられている。

1956~57年度豪毛市場の閉幕

1956~57年度豪毛市場は6月28日ペース市場をもつて閉幕した。今季の相場は発会当初より堅調を続け、特にスエズ動乱以降価格は目立つて上げ歩調となつた。その後本年5月をピークとして6月にはやや反落したが、1953~54年度以降下落を続けていた豪毛価格の基調は大きく変化したといえよう。

昨年7月以降本年5月までの11か月間における販売量は、4,491千俵で前年同期における3,902千俵に比すると15%の増加となつておらず、また平均価格は洗上1封度当り80.64ペソスと前年同期における61.14ペソスに比すると31%の騰貴をみた。かかる販売量、販売価格双方の増大によつて売上額も447百万豪ポンドにのぼり、前年同期に比し147百万豪ポンド、49%の大幅増加となつた。

豪毛価格堅調の原因としては、スエズ動乱によつて各国が買急いだ事情もあるが、基本的には世界的に羊毛に対する需要が増大したことと挙げねばならない。すなわち英連邦経済委員会の推定によれば、本年度における世界総産毛量は前年度比4%増となつてゐるのに対し、世界原毛消費量は同じく8%増と生産増加率を上回つており、在庫手当のための買付増加とあいまつてこれが豪毛価格騰貴の主因とみられる。

今季相場の特色は、日本の買付が急増したことである。日本の豪毛買付はここ数年来増加の一途をたどつてゐるが、今季においては総販売額の22%(本年4月までの10か月間)を買付け、英國の25%に統いて豪毛輸入国としては第2位となつた。日本に統いてはフランス(12%)、イタリア(10%)、西ドイツ(6%)の順位となつてゐる。

ニュージーランド・英國間新貿易協定の調印

5月28日ロンドンにおいて、ニュージーランド・英國間の新貿易協定が調印せられた。協定の内容は、①両国は貿易政策を調整するために毎年11月に定期会談を行う、②ニュージーランドの食肉輸出振興のために英國は特に配慮する、③英國は今後10年間ニュージーランド産酪農製品、豚肉を量的制限なしに輸入する、④英國はニュージーランド産酪農製品に關稅を課さない、⑤オッタワ協定は引き続き有効とする、の5点となつてゐる。

1953年に英國が酪農製品買付に関する長期契約を廃棄して以来、ニュージーランドの輸出は振わず、同國は英國に対して酪農製品の輸入増加を希望していたものである。今回の協定は昨年11月の英豪貿易協定に統く、英連邦諸国とのオッタワ協定改訂の要望の現れと思われる。

ちなみに、昨年におけるニュージーランドと英國の貿易額は、ニュージーランドの輸出178百万ポンド、輸入174百万ポンドで、同國輸出の63%、輸入の68%を占めている。